

枚方市せん定枝粉碎機貸出事業実施要綱

平成 24 年 2 月 8 日制定
枚方市要綱 第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、せん定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）を市民に無償で貸し出すことにより、せん定枝の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 粉碎機の貸出しを受けることができるもの（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する個人及び市内に所在する管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第 3 条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第 1 項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）等の団体で、これらのものが市内に所有し、又は管理する敷地内の樹木のせん定により発生するせん定枝を有効利用しようとするものとする。ただし、粉碎機を営利を目的として使用しようとするものその他事業の用に供する目的で使用しようとするものを除く。

(貸出期間等)

第 3 条 粉碎機の貸出期間は、貸出日の初日（枚方市の休日に関する条例（平成 3 年枚方市条例第 3 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）から起算して 5 日以内とする。ただし、初日から起算して 5 日目の日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日まで貸し出すことがある。

2 粉碎機の貸出しを受けることができる回数及び台数は、1 の対象者につき、1 か月に 1 回かつ 1 台を限度とする。

(貸出しの予約)

第 4 条 粉碎機の貸出しを受けようとするものは、貸出しを受けようとする日の 3 月前の日の属する月の初日から貸出しを受けようとする日の 7 日前の日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までの間に、予約しなければならない。

(申込書の提出)

第 5 条 前条の規定による予約を行ったものは、粉碎機を使用する者の本人を確認するための書類を提示の上、所定の申込書を市長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、粉碎機の貸出しを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により粉碎機の貸出しを決定する場合において、必要と認めるときは、必要な条件を付すことがある。

(使用に当たっての遵守事項)

第 7 条 粉碎機の貸出しを受けたもの（以下「使用者」という。）は、粉碎機の使用に当たり、次

の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 粉碎したせん定枝を土壌改良材等として有効利用し、市のごみ収集に出さないこと。

(2) 粉碎機を第三者に転貸し、又は貸出しを受けた目的以外の目的に使用しないこと。

(貸出しの決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、粉碎機の貸出しの決定を取り消し、又は粉碎機の返却を命ずることがある。

(1) 偽りその他不正な手段により粉碎機の貸出しの決定を受けたとき。

(2) 粉碎機の貸出しの決定に際して付した条件その他この要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、粉碎機の貸出しを行うことが不適當であると認めるとき。

(使用の報告)

第9条 使用者は、粉碎機の使用を終了したときは、所定の報告書を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、粉碎機の使用に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱で使用する申込書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。